

平成29年11月8日

兵庫県企画県民部女性青少年局青少年課青少年指導班 御中

郵便番号 101-0052  
住 所 東京都千代田区神田小川町1-10 興信ビル2階  
氏 名 一般社団法人電気通信事業者協会  
電話番号 (03)5577-5845

## 兵庫県「青少年愛護条例の改正について(改正骨子案)」への意見

兵庫県「青少年愛護条例の改正について(改正骨子案)」に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当協会に加盟する携帯電話事業者の意見を当協会が代表して以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

### <2 改正の検討内容 (3)インターネット上の有害情報等への対応の強化>

青少年インターネット環境整備法の改正に伴う、「兵庫県青少年愛護条例」の所要の規定の整備につきましては、携帯電話事業者のみならず、関係するすべての事業者にとって過度な負担がないよう、また、お客様の負荷増加に繋がることのないよう、ご配慮いただきますようお願いいたします。

一方、スマートフォンの普及に伴い、インターネットの利用における青少年を取り巻く問題は多種多様化しており、フィルタリングの普及の更なる促進はもちろんのこと、フィルタリングの使用・不使用に関わらない様々な問題が顕在化しており、これら問題への対応の重要性が増大しております。具体的には、使い過ぎやいじめの問題、不適切な書き込み等による人権侵害等、更には利用者の低年齢化と言った問題に関しましては、昨今特に切実かつ深刻な問題として教育現場や家庭等において認識され、適切な対応が強く求められているところです。

携帯電話事業者といたしましても、これらの問題に青少年のみならず保護者等を含むすべての当事者が対処できるための「インターネットリテラシー」の向上に向けての取組みの必要性を強く認識し、販売時のみならず学校等への出前授業等の様々な機会をとらえて、保護者、利用者、指導者に向けて幅広い啓発活動を展開しております。

特に昨今のスマートフォン等のインターネット接続機器の青少年への普及や活発な利用を鑑み、今後は総合的なインターネットリテラシーの習得を青少年の成長過程における基本的な素養の一つとして位置付けることが、社会的な要請であると考えております。このような社会的な要請に対しては、携帯電話事業者が関係する自治体や関係機関との協働により展開する様々な啓発活動が必要であることは言うまでもありませんが、特に学校等の教育現場における、青少年の発育段階に合わせた継続的で適切な啓発が極めて重要であると考えております。

是非、今後も引き続き携帯電話事業者の取組みをご支援いただくとともに、このような啓発が

学校等における教育プログラムの一環として広く組み入れられ、有機的に組み合わせられることを通じて、青少年にとって一層安全なインターネット利用環境が整備されますよう、貴県におかれまして取組みを更に推進していただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお今回新設をご提案いただいております、電磁的方法による申出書の提出、説明書の交付等に関する規定につきましては、保護者、利用者の契約手続きにおける長時間拘束の緩和、個人情報の取得管理の強化等にかかるペーパーレス化などに有効なご提案と受け止めております。

以上